

## 健康保険証を当面廃止しないよう求める意見書

令和5年6月に成立したマイナンバー法の一部改正法によって、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が進められ、従来の健康保険証が来年秋にも廃止されることになりました。マイナンバーカードの取得は、本来任意とされているので取得していない住民もいます。

全国でのマイナンバーカード交付率は77.4%（令和5年11月末現在。総務省ホームページより）ですが、オンライン資格確認の利用件数は保険証分と合わせて4.5%（令和5年10月末現在。厚生労働省ホームページより）にとどまっています。個人情報とマイナンバーカードのひもづけの誤りによるトラブルが相当数あったことなどから、国民の間に不安と疑問が強まったことが背景にあると思われます。また、デジタル庁はマイナンバー情報総点検を開始し、不安払拭に努めているものの、いまだ国民の信頼を回復したとは言い難い状況にあります。

健康保険証の廃止後は、申請者に「資格確認書」を発行して対応するとしていますが、高齢者や認知症の方、介護・障がい施設に入所している方などの場合、本人による申請が難しくなることや、資格確認書の迅速な発行を求められる自治体職員の負担が増えることも懸念されます。

マイナンバーカードによる各種の利便性の向上には異論はありませんが、さまざまなトラブルに関連するデータ・システムの総点検とその解決が図られたことが確認できるまで、また、本人による申請に困難が伴う方へのサポートと資格確認書発行に伴う自治体へのサポートが十分に行われるまでは、従来の健康保険証の維持が必要と考えます。

よって、八丈町議会は、拙速なマイナンバーカードと健康保険証の一体化を延期し、従来の健康保険証を当面廃止しないよう、国と政府に求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

東京都八丈町議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
デジタル大臣 殿  
総務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿